**産業建設委員会記録**

令和6年6月27日(木)

9時59分～13時18分

全員協議会室

【委　員】川上委員長、田畑副委員長

村木委員、大谷委員、小川委員、佐々木委員、牛尾委員

【議長・委員外議員】笹田議長、肥後議員、布施議員、芦谷議員

【執行部】砂川副市長

（産業経済部）佐々木産業経済部長、久佐産業経済部参事、大屋商工労働課長、

　　　　　　　大谷産業振興課長、佐々木農林振興課長、岡田普及支援担当課長、

力石観光交流課長

（都市建設部）倉本都市建設部長、中谷建設企画課長、渡邉建設整備課長、

皆尾維持管理課長、佐古建築住宅課長

（弥栄支所）新開弥栄支所長、三浦産業建設課長

【事務局】大下書記

議題

1　請願審査

（1）請願第10号　治和町3-1町内住民利用の主要道路の整備促進に関する請願について　　　　　　 　　　　　　　　 **【賛成多数　採択】**

2　陳情審査

（1）陳情第145号　美川小学校建て替えに伴う浜田市道改良の陳情について

**【賛成少数　不採択】**

（2）陳情第146号　地籍調査の迅速な実施に関する陳情について

**【全会一致　採択】**

（3）陳情第150号　商業支援事業補助金に関する陳情について　　　 **【継続審査】**

3　議案第41号　浜田市地域定住住宅条例の一部を改正する条例について

**【全会一致　可決】**

4　議案第43号　工事請負契約の締結について（市道日脚治和線（周布橋）橋梁上部工事） **【全会一致　可決】**

5　議案第46号　市道路線の認定について（国府258号線） **【全会一致　可決】**

6　所管事務調査

（1）水稲作付面積の推移について 　　【農林振興課】

（2）クマの出没状況について 【農林振興課】

（3）防護柵緊急対策事業の施工箇所について 【維持管理課】

7　執行部報告事項

（1）道の駅ゆうひパーク浜田の今後の取組みについて 【商工労働課】

（2）市内企業の工場増設について 【産業振興課】

（3）浜田市日本遺産石見神楽保存・継承支援事業補助金について

(令和6年度採択団体)【観光交流課】

（4）市道廃止認定状況について 【維持管理課】

（5）浜田市ふるさと体験村施設の状況等について 【弥栄支所産業建設課】

（6）その他

 （配布物）

・漁業別水揚げについて 【水産振興課】

8　その他

9　地域井戸端会に寄せられた意見等への対応協議について（委員間で協議）

10 ぎかいポストに寄せられた意見等への対応協議について（委員間で協議）

【会議録】

〔　09 時 59 分　開議　〕

○川上委員長

ただいまから産業建設委員会を開会する。本日出席委員は7名で定足数に達している。それではレジュメに沿って進める。

1　請願審査

（1）請願第10号　治和町3-1町内住民利用の主要道路の整備促進に関する請願について

○川上委員長

この請願の紹介議員は、芦谷議員、肥後議員だが、本日は紹介議員としての出席を求めてないため、よろしくお願いする。

各委員から、参考のため執行部に確認したいことがあるか。

○牛尾委員

現場を見てきたのだが、道路左側に水路があり右側は民家がある。これを拡幅するとなるとどのようにするのか。なかなか難しい気がするが、工法的に可能なのか。

○建設整備課長

私も現場を確認している。現場は家と拡幅要望のあるこの市道と治和川に挟まれている。約3メートル強しかない狭い市道だが、拡幅となると言われた通り水路の上にコンクリート板を乗せるような工法は、下の水路がそれに耐えられる強度ではないため不可能である。できるとしたら別ルートで新しい道を造るか、もしくは部分拡幅できるところをやるくらいしかないのではないかと考えている。

○佐々木委員

おそらく市にも同様の要望が出ている。それに対する回答はどのようになっているか。

○建設整備課長

今年5月22日に同様の市長陳情があった。その際の回答としては先ほど言ったように、別ルートでの市道もしくは部分拡幅を検討していきたい、ただその際は用地の協力はぜひいただけないと無理だと話している。

○佐々木委員

すると何かしらの方法で実現に向けていろいろ前向きに動いているということでよろしいか。

○建設整備課長

あくまで用地の協力がいただける前提であれば、前向きに進めていきたい。

○小川委員

現地を見ると、砂防ダム関係の工事用道路がある。素人から見るともしかしたらそれが共用できる可能性があるのかと思ったのだが、工事用道路との関係はどのように考えているか。

○建設整備課長

現在要望のあった市道のすぐ横に田んぼがあり、そこに県が砂防事業の関係で工事用車両が通るための、砕石を敷いただけの仮道路を造っている。当初私どもも、そこが使えないかとは考えていたのだが、県道へ取り付ける角度が悪く安全ではないということもあり、そこは断念した。

○大谷委員

では何かほかの案を持っておられるか。

○建設整備課長

県が造った仮設道路とは角度を変えて、県道に向けて90度に市道を取り付けるようなルート、90度で丁字路の交差点を造れば安全である。県が造っている今の道路は鋭角に取り付けてあるので、視距が悪い。

○大谷委員

川の上に暗きょの形にするのは無理だとの話だったが、それは金銭的に無理なのか、工法的に無理なのか。

○建設整備課長

現地にある水路に使用されたコンクリートメーカーに確認したところ、現地にあるフリュームは車が上を通過できるような構造になってないとのことである。したがって構造的、技術的にできない。

○小川委員

先ほど部分拡幅という話があった。対向車が離合できるような場所を造るという考え方だろうか。

○建設整備課長

現場を見て、まだ地元の調整は全くしてないが、若干待避所的なものができる箇所があったので、そういうところができないかと考えている。しかしまだ地元調整ができてないためこれからのことになる。

○田畑副委員長

進行を交代する。

○川上委員長

現在の仮設道路の近くに県道に直角に新たな道を造るにしても、田んぼの上を通るので農地法が関わってくると思う。その点は心配ないのか。

○建設整備課長

確かに田んぼを道路にするのは農地法に引っ掛かる。やる場合は農業委員会に事前協議をして了承をもらえた場合に道路改良を進めていける。

○川上委員長

部分的に拡幅するにしろ新たな道を造るにせよ、用地の提供など協力を得ることは変わらないということか。

○建設整備課長

新設の場合はもちろん用地登録が要る。部分拡幅もやはり用地協力を当然いただきたい。

○田畑副委員長

進行を交代する。

○川上委員長

ほかにないか。

（　「なし」という声あり　）

では採決に移るが、採決前に自由討議を行うべきか伺う。必要か。

（　「必要なし」という声あり　）

ないようなので採決に入る。請願に賛成か反対か、または継続審査とするか等を発言し、その理由も述べていただくようお願いする。

（1）請願第10号　治和町3-1町内住民利用の主要道路の整備促進に関する請願について

継続審査を望まれる方は挙手の上、意見をお願いする。

○牛尾委員

田んぼの場合は農地法の関係、民地を出してもらうこともまだ確認が取れてないとなると、採択したとしても障害が多すぎるので、もう少し所有者の同意なりを終えられてからこの案件についてはやるべきでは。何でもかんでも採択すれば良いという問題ではないという理由で、継続審査としたい。

○川上委員長

牛尾委員から継続審査との意見があった。ほかの委員はいかがか。継続審査に対する考えはないか。確かに牛尾委員が言われたように、障害がたくさんあるのでそれらを解決した後ということであればとのことだったが。

最初に、継続審査とすべきかどうかについてお諮りする。本請願を継続審査とすべきことに賛成の委員の挙手を求める。

（　挙手あり　）

挙手少数なので、本請願を継続審査とすべきという意見は否決された。続いて反対など意見がある方は挙手の上、意見をお願いする。

（　「なし」という声あり　）

では、本請願の採決に移る。本請願について採択とすべきものと決することに賛成の方の挙手を求める。

（　挙手あり　）

挙手多数により、本請願は採択すべきものと決した。採択はしたが、先ほど牛尾委員が言われたようにたくさん問題点があるため、私としては用地について解決に請願者の方や紹介議員のご足労をお願いしておきたいのだが、いかがだろうか。

（　「異議なし」という声あり　）

2　陳情審査

（1）陳情第145号　美川小学校建て替えに伴う浜田市道改良の陳情について

○川上委員長

委員から参考のため執行部へ確認したいことがあるか。

○佐々木委員

この件については、陳情者の方も説明会のときに同様の質問をされていると聞いている。執行部のそれぞれの対応がどうなのか、状況説明をお願いする。

○建設整備課長

まず陳情にあった市道は、美川北37号線で、今の幅は約3.7メートル程度である。美川小学校建替え後の敷地へ出入りするためには、引き続きこの道路を通ることにしている。

この陳情書にある工事用出入り口の設置状況について説明する。この工事用道路は建替え工事中の大型車両が通行できるよう進入路整備する。これは県道へ直接出入りするものであり、建替え工事が終わった後もそのまま残す予定としている。ただ、この出入り口は県道交差点に非常に近すぎるため、安全上通常時は車両が出入りできないこととしている。しかしながら大雨の際は学校用地を緊急的な避難所として活用することも想定されるため、緊急措置としてこの道路を開放して学校用地へ出入りすることは可能である。

②に児童クラブのことが書いてあるが、これは教育委員会に確認したところ、徒歩の生徒は夕方17時までに下校し、車の迎えは17時以降としているようであり、基本的に生徒と車が交差することはないと聞いている。

○佐々木委員

1から3までの回答はあったと考える。4番について、駐車場のスロープを付けるために駐車場が少し狭くなるとのことだが、これについてはどうか。

○建設整備課長

4番は、市道のかさ上げをしたらどうかという内容が含まれている。現場を見て確認したが、かさ上げする場合は田んぼ側に擁壁設置が必要となる。つまり道路と田んぼに高低差ができてしまうことになり、田への出入りが困難となるため、かさ上げは難しいのではないかと考えている。

○牛尾委員

この問題の3番は一般質問で取り上げている。ほかの1、2、4だが、4月25日の地元説明会にて、この件については全て説明されて問題ないということである。ご本人もおられた。私もその1か月後の地域井戸端会のときに本人から同じことを言われた。3番だけは一般質問で取り上げたが、3番にしてもいわゆるかさ上げした避難場所、学校へつながる市道も冠水はしないと本会議でも聞いている。地域として理解できないという言葉は間違っていて、この方が言われることと真逆のことを言われる方も大勢おられる。この陳情者の意見が地元の総意ではないことも一方から聞いているので、なかなか難しい。しかし問題点四つについては、教育委員会は全てクリアしていると言っているし、4月25日の地元説明会でも、その説明で分かった人と、説明を受けても理解できてない人がまだおられるので、そういう方に対してどのように告知するか、先般の本会議でも答弁があった。しかし心配していることを不採択というわけにいかないので、陳情者の意向を尊重するなら継続にさせてもらったほうが良い。

○佐々木委員

4番のかさ上げが難しいという話だが、駐車場がスロープによって少し狭まるという問いだと思う。駐車場自体が多少狭まったとしても問題ないとすれば良いのだろうが、その辺の判断はどうか。

○建設整備課長

美川小学校の整備は教育委員会がやっているので、説明をお願いしたいがよろしいか。

○教育総務課長

美川小学校の駐車場について教育総務課から説明する。現在美川小学校の駐車場は53台置ける予定にしている。現在確保している駐車場台数も少なくはなっておらず、こちらで対応できるものと考えている。

なお、もし市道をかさ上げしたとしても進入する際のスロープの角度が変わるだけで進入路自体は必要である。平行で入るにしてもこの場所としては面積が必要なので、台数は変更ないと考えている。

○佐々木委員

もう一度確認だが、県道の交差点に近いということで工事用道路は後々使えないとのことだが、その理由は、道路交通法などいろいろな法律に基づいたものか、それとも県自体の判断か。

○建設整備課長

進入路を造る際にも事前に県に確認はしており、その際に通常は交差点内に出入りできないが、工事用道路は緊急的なものなので良いと回答をもらっている。道路法は調べてないが、県と事前協議して通常のレーンとしては使えないとの回答だった。

○佐々木委員

普通に想定しても危険度が高いということだと理解した。

○川上委員長

ほかにはないか。

（　「なし」という声あり　）

（2）陳情第146号　地籍調査の迅速な実施に関する陳情について

○川上委員長

委員から参考のため執行部に確認したいことがあるか。

（　「なし」という声あり　）

（3）陳情第150号　商業支援事業補助金に関する陳情について

○川上委員長

委員から参考のため執行部に確認したいことがあるか。

○産業経済部長

この前の委員会の際に事前に説明してくれと言われたので、商工労働課長から説明させてほしい。

○商工労働課長

この陳情の流れ等を説明させてもらいたい。まず商業支援補助金については、小売店の開業などを考えられる際に初期投資として一部補助する補助金である。この補助金は交付決定に至るまでに、事前に事業計画書あるいは収支計算書を浜田商工会議所（以下、会議所）あるいは石央商工会（以下、商工会）の経営指導員の指導を受けながら作成してもらい、その事業実施に対して会議所あるいは商工会の意見書を付して市に提出していただく。その事業計画書をもって産業経済部長がトップの認定審査会で審査し、その中で認定されたのちに初めて補助申請書を出してもらい補助決定をする流れになっている。この補助金自体、5年間の収支計画を作ってもらうことにしているが、できるだけしっかり計画等を立てて操業してもらいたい思いから、経営指導員にまずしっかり相談してもらった上で補助金申請してもらいたいため、こういった流れにさせてもらっているので、先ほど申したように補助金を受けたい方は商工団体へ相談に行かれる。

今年度の早い段階で操業相談が会議所に集中したことから、まだ補助金の精査する前の相談受付の段階で案件がたくさん出ていたので市の限られた予算では受け付けられないかもしれない、予算がないといったことを相談者に回答されたと伺っている。

市としては認定審査後に申請した上で補助決定を行うので、この結果が出るまでは補助申請等があっても断らないようにという話は商工団体にもしている。現段階ではそういう状況もあるといったことも了解の上で、申請等は順次受け付けてもらうよう話している。そういうことでこういった陳情になった経緯がある。

○川上委員長

委員はよろしいか。

○佐々木委員

事業者がまずは会議所や商工会などへ相談して、そこから申請が始まっていくとの説明で、その段階でのこういった対応だと受け止めた。先ほどの課長の説明では、申請があった段階では断らず順次受け付けをしてくれという趣旨で団体にも説明されていたようだが、こういった対応に至ったというのは、当事者でないので分からないかもしれないが、どういった流れだったのだろうか。市のもともとの目的とは違った対応になったことに対しどのような感覚なのか。

○商工労働課長

この補助金の流れ自体は、かなり前からこのやり方で行っている。今まで直接こういったトラブルの話は聞いてなかったので、市としても改めて考え方を伝え、受け付けのやり方を確認させてもらった。当然、担当者も変わることがあるが、申請等をたくさんもらっているので少し難しいという形で商工団体も断られたのだと思うが、まだ交付決定や認定などが出てない段階であり、予算を使って決まったことではないので、そのことを了解のもとでしっかり話をしながら相談等してほしいと、改めてこちらからも説明させてもらった。

○牛尾委員

この事業は10年以上前からあって、200万円もしくは家賃補助1年間どちらかを選択するようになっている。間違いないか。

○商工労働課長

どちらかではなく、改修と家賃補助の両方である。

○牛尾委員

しかし5年間営業しない場合には返金するという罰則がある。書いてあるように、商店街の空いている穴を埋めていこうという趣旨なので、予算はあるのだろうが今までそこまで手が挙がらなかった。以前に比べたら市もお金を出して操業しやすいメニューを作っているのだがそこまで増えなかった。しかし今回は予想以上に多かったのだろう。手を挙げる人が本当に少ない中、あるというのは良いことなので、早い者順で承認され、予算が尽きたら終わるというのは市の事業としてふさわしくないのではないか。とはいえ予算には限りがある。市民が手を挙げたときに市民に公平に補助金が渡るような制度を、この際作られたらどうか。でないとこういう問題はどんどん起きる。営業計画を出すのはすごく大変だと会議所の職員から聞いている。会議所も商工会も単に少しやってみようかというレベルの起業ではなく、5年間の経営計画書、収支計画書を出さないと承認されないので、こういうことがないように。補助金がなくても起業した人は何人もいるが、できればそういうものがあるなら欲しいのが普通なので、もう少し柔軟な対応を、万が一起業したい人がいるなら優れた起業プランには市がお金を出すような制度なのだから、もう一ひねり加えて新たに作られないか。

○商工労働課長

新たに作るというのもそうだが、先ほど言われたように補助金をもらってやってもらう以上はしっかりした創業計画を持ち長くやってもらいたいということで、しっかりした収支計画書を作ってもらっている。年間通して、自分がやりたいことをこのタイミングで、この段階で開業したいという希望等もあるので、例えば年度初めには開業して運営したい、あるいは年度途中から開業したいという方もおられるので、どうしても早い者勝ちというか、計画等を進めていきたい方に優先的に予算を取っていく流れになっている。

今年度の予算も結構使っているので、今後予算増額云々も含めては、これは県からも半分お金を出してもらっているので、県との兼ね合いと今後の見込み等も踏まえてどうしていくか、会議所、商工会の相談受付件数等も踏まえて調整をさせてもらっているが、今のやり方云々ということもこれまでいろいろ意見をもらっているので、今のやり方をそのまま継続するのが良いのか、見直し等も考えていきたい。

○川上委員長

そのほかないか。

（　「なし」という声あり　）

それではこれから採決に移るが、採決前に自由討議を行うべきかどうかを伺う。自由討議が必要か。

（　「必要なし」という声あり　）

ないようなので採決に入る。その陳情に賛成か反対か、または継続審査とすることを発言し、その理由も述べてもらうようお願いする。

（1）陳情第145号　美川小学校建て替えに伴う浜田市道改良の陳情について

○川上委員長

まず継続審査を望まれる方は、挙手の上意見をお願いする。

（　挙手なし　）

続いて、反対の方や意見等ある方は、挙手の上反対理由や意見をお願いする。

○牛尾委員

この方の意向も分からなくはないが、地元の各方面の意見を聞くとこのようなことではないということ、それから執行部はこれに対してきちんと説明して大丈夫だとも言っているので、私はこの陳情は反対したい。

○佐々木委員

4点出ていて、そのうち三つは工事道路の活用についてだが、先ほど執行部から説明があったように危険度が高くて県の許可が出ないとのことなので、これは活用しないほうが良いのは当然の判断だと思うし、説明もきちんとされている。駐車場についてもスロープがあろうがなかろうが進入路が必要であり、駐車できる台数は変わらないとのことなので、私もこの陳情については反対の立場である。

○小川委員

私もこの陳情に対しては反対である。①でとにかく交差点近くで危険だからだめだときちんと説明されていることもあり、それに対してあえて出されたことについても少し疑問を感じる。そういうことも含め、先ほど来言われている駐車場スペースについても問題ないと言われたし、この陳情については反対したい。

○大谷委員

地域理解が十分にできてないという点、改良によって大きく改良のメリットが出てこない現状も踏まえると、これには賛成できないと判断する。

○村木委員

この陳情に対して反対である。理由としては1から4までの項目において、執行部として全て対応済みとの回答を得ているので、そういった意味からも反対とする。

○川上委員長

ほかに意見はないか。

（　「なし」という声あり　）

意見はないようなので採決に移る。本陳情について採決すべきものと決することに賛成の方の挙手を求める。

（　挙手あり　）

挙手少数、よって本陳情に対しては採択しないことに決した。

（2）陳情第146号　地籍調査の迅速な実施に関する陳情について

○川上委員長

まず継続審査を望まれる方は、挙手の上意見をお願いする。

（　挙手なし　）

続いて、反対の方や意見等ある方は、挙手の上反対理由や意見をお願いする。

（　「なし」という声あり　）

意見はないようなので採決に移る。本陳情について採決すべきものと決することに賛成の方の挙手を求める。

（　挙手あり　）

挙手全員、よって本陳情は採択するものと決した。

（3）陳情第150号　商業支援事業補助金に関する陳情について

○川上委員長

まず継続審査を望まれる方は、挙手の上意見をお願いする。

○牛尾委員

私は継続にすべきと思う。執行部の説明等々も聞いているが、最終的には枠を広げようと思うと県等の了解も必要だろう。そうすると陳情者の願意をクリアするにはもう少しハードルがある気がする。書いてある文面は了解する部分もあるが、全部を了解というわけにはいかないと思うので、継続としたい。

○小川委員

この陳情が出たために商工団体にも事情を聞いて、このような対応をしてもらいたいといったように動かれた。陳情が出されたこともいくらかは意味があったと感じる。しかし趣旨、思考、責任分野等も考えたり、制度上の問題を考えたりすると、牛尾委員が言われるように継続して検討したほうが良い。

○大谷委員

私も継続と考えている。話にあったように、こうした事業は大切なところがある。今後に向けての方向性も加味しながら判断したい気持ちもある。その意味で継続とする。

○佐々木委員

私も継続という話が出たので、そういう方向性が良いのかと感じている。執行部の説明から、対応そのものは市職員ではなく事務を移管している商工団体の対応とのことだが、商工団体も市の事務に包含されているという意味からすると、やはり市の対応と捉えても良いと思う。この陳情は一考をお願いするとのことで今後のこともいろいろな提案や、それに対する今後の検討という話もあったので、今後の様子も見ながら判断したい。継続審査とさせてほしい。

○田畑副委員長

この事業は非常に重要で大切な事業だと思う。申請しやすい書式に改めてあげないと、本来の趣旨が補助金を申請する業者の方に伝わらないのでは。早い者勝ちというのは税金を投入して皆に補助金を渡すには無理があると思う。したがって継続でお願いしたい。

○村木委員

私も継続で。早い者勝ちという補助制度自体に今後も検討余地があるのではないかと思っているので、そのように判断した。

○川上委員長

たくさんの意見が出た。では、本陳情を継続審査とすべきことに賛成の委員の挙手を求める。

（　挙手あり　）

挙手全員なので、本陳情は継続審査とすることに決した。

3　議案第41号　浜田市地域定住住宅条例の一部を改正する条例について

○川上委員長

執行部から補足説明があるか

○建築住宅課長

（　以下、資料を基に説明　）

○川上委員長

委員から質疑があるか。

（　「なし」という声あり　）

4　議案第43号　工事請負契約の締結について（市道日脚治和線（周布橋）橋梁上部工事）

○川上委員長

執行部から補足説明があるか。

（　「なし」という声あり　）

委員から質疑があるか。

○佐々木委員

今回は簡易型一般競争入札とのこと。大きな工事なのでおそらく相手方はいないのかもしれないが、簡易型について説明をお願いする。

○契約管理課長

簡易型一般競争入札の内容をまず説明する。競争参加資格の条件を付して入札参加者を募り、入札後に競争参加資格審査を行い落札者を決定する方法により入札を行う内容である。

このたびについては、中国地方内そして県内・市内という条件を付させてもらっている。

○川上委員長

ほかにないか。

（　「なし」という声あり　）

5　議案第46号　市道路線の認定について（国府258号線）

○川上委員長

執行部から補足説明があるか。

（　「なし」という声あり　）

委員から質疑はあるか。

○牛尾委員

現場の確認をした。何ら問題ないとの見解を持った。

○大谷委員

現場に行ってみた。写真と異なっていたため場所を確定するのに苦労した。見た状況で想像は付くのだが、経緯と市道認定される部分の面積をお願いする。

○維持管理課長

場所が分かりづらく大変申し訳なかった。この路線は民間の宅地開発により設置された道路を新たに市道認定するものである。面積については309平米となる。

○田畑副委員長

進行を交代する。

○川上委員長

この路線だが、先日雨の日に行ったら県道との交点のまち部分に少し陥没が見えたため、両サイドに雨が溜まっていた。両サイドには道路側溝という道路に付随する側溝が付いているが、路面の水が入る状況になかった。理由は側溝より路面が若干低い所があったためである。それから道路に面する場所以外は全て側溝蓋はコンクリートで、基本的に雨水が入りにくい状況になっていたので、それについても少し検討してもらいたい。検討箇所は三つ、まち部分、全体的な路面から側溝への流入、側溝蓋の検討。これらについてはいかがか。

○維持管理課長

私も現地を確認したが、委員が言われるとおりだった。このことは施工者とすでに協議しており、修繕するよう指導している。

側溝蓋については事前に協議しているが、今後施工者に確認したい。

○田畑副委員長

進行を交代する。

○大谷委員

市道認定される道路についてだが、どのような工事をしているか確認したい。もうアスファルトで舗装されているので、その下部分はどのような状態か見えないのだが、バラスを敷くのか、あるいはアスファルトの厚みはどの程度か。それらを確認しておかないと数年のちに劣化するようでは問題なので、正常な工法によってそれなりの強度を保つような施工がなされているか、そういうことの確認はされているか。

○維持管理課長

指摘いただいたようなところについては、当初話があったときから申請者と協議しており、舗装の厚さ、上層路盤・下層路盤の厚み、大型車両の交通量によって厚みが変わってくるので、双方協議して舗装の構成を決めている。

また、現地の状況については工事中に担当者が行ったり、工事完了後に写真の提出をしたりしてもらうので、それらで検査をしたい。

○大谷委員

つまり現地確認なり写真等の書類によって問題ないことを確認しているということで、コアを取って確認まではしなくても大丈夫ということか。

○維持管理課長

コアまでは取らないが、今回道路用地を寄附していただく関係での所有権の移転や、最終的には供用開始の公示を行うので、その前段で先ほど指摘いただいたような点は直ってないといけないので、しっかり確認して進めていきたい。

○川上委員長

ほかにないか。

（　「なし」という声あり　）

6　所管事務調査

（1）水稲作付面積の推移について

○川上委員長

普及支援担当課長。

○普及支援担当課長

（　以下、資料を基に説明　）

○川上委員長

委員から質疑はあるか。

（　「なし」という声あり　）

（2）クマの出没状況について

○川上委員長

農林振興課長

○農林振興課長

（　以下、資料を基に説明　）

○川上委員長

委員から質疑はあるか。

○佐々木委員

今年は令和2年度を上回っており、この秋の出没が心配だとのことだった。そういう情報はぜひ市民提供してもらいたい。その点について伺う。

○農林振興課長

ツキノワグマの対応については、広報はまだやホームページにも載せている。今年の特徴的なものはやはり再度周知したい。支所を含めて窓口でもチラシ等をで周知を考えていきたい。

○佐々木委員

捕獲数も令和2年が突出して多くなっている。これ以降かなり少なくなっているので令和2年の捕獲で少なくなったのか、それとも自然減なのか。

○農林振興課長

山の木の実の豊作と凶作にも影響するのだが、やはり山に餌がなくなれば人里に出やすくなる。また、5月から6月が一番出やすくなるのだが、これは親と子が離れる時期である。通常であれば親と一緒にいるのであまり人目に付くところには行かないのだが、不慣れなところに出てしまう。しかも子どもが大量に生まれたため目撃が増えたと考えている。今年もそういう状況なのかと思っている。当然防災メール等で周知をしたい。場合によっては捕獲も考えている。その辺は迅速に対応したい。

○佐々木委員

クマ被害、本土全域非常にクマの個体数が増えているという調査もある。今年も秋がかなり心配とのことで、人的被害の可能性もあると思う。今後の対応として、国や県などの反応が出ているのか。それとも今のところはそうでもないのか。

○農林振興課長

令和2年度のときと現在とで大きく違う点は、令和2年度当時はツキノワグマの第一種保護計画だった。ところが今は第二種の保護管理計画に変わっている。ゾーニングにより、例えば人里に出た場合に除去する形で、除去しやすい状況にはなっている。

○牛尾委員

狩猟免許を持っておられる方の数が減っているという話を聞く。併せて市によって捕獲金額が違うのだという。北海道のほうでは、このような低い金額ではやってられないという話を聞いた。その辺の状況はどうか。

○農林振興課長

クマの場合、浜田市は有害鳥獣捕獲範囲の中から選抜した自主隊員、銃と罠両方の免許を持っている方に専門的にやってもらっている。捕獲した場合、出動手当を3千円ほど出している。それとは別に県から1件当たり多分2万円以上は出たと思う。それを何人かで割らないといけない。一人当たりが少なくなるのだが、そういった形でお金を出している状況である。

○牛尾委員

免許を持っておられる方は別段減ってはいないのか。

○農林振興課長

手元に数字がないのだが、狩猟免許取得者はやはり減っていると聞いている。それと、第一種銃猟免許や装薬銃の免許を持つ方もかなり減っていると聞く。

○牛尾委員

高齢の方が複数、もう免許を返したと言われるのだが、免許を取ったという話は聞かないので、多分減っているのだろう。一定数の方がおられないとまずい。その辺の対策はどこがするのか。国か、県か、市か。

○農林振興課長

随分前から狩猟者を増やしたいと思ってＰＲをしたり、県と一緒に研修したりしたこともある。また、狩猟免許取得の前に講習会をやっている。狩猟免許を取得すれば全額補助もしているので、そういった形で何とか一人でも多くの狩猟者を増やしたい思いはある。

○牛尾委員

努力は分かるが結果として、増えたと見れば良いのか。

○農林振興課長

5年間の数字をまた調べてお知らせしてもよろしいか。

○牛尾委員

はい。

○田畑副委員長

今三隅で連日、小中学校や美術館やリハビリテーションカレッジ島根の通学路にクマが出没している。学校側や教育委員会や行政は、連絡に対してどのような対応を行っているか。

○農林振興課長

クマが出没した場合、教育委員会や関係者、市や県、警察などに情報を流すようにはしている。三隅支所の場合は防災無線があるので、出没した場合は防災無線を放送して注意喚起している。

○田畑副委員長

防災無線を持っている住民は良いが、例えばリハビリテーションカレッジ島根の生徒には情報が全然入ってこない。毎日2、3回クマ出没の放送が流れる。我々は情報を仕入れることができるが、通学している生徒たちに対してどのように学校側や教育委員会が情報提供しているか。

○産業経済部参事

クマの目撃情報があった場合には関係機関に連絡する中に、出没箇所によって福祉施設や学校などには個別連絡させてもらっており、学校内で生徒への周知等をお願いしている。

○大谷委員

資料2枚目の月別目撃情報について。Ｒ6、10月、11月、12月、1月に浜田地区で1とあるが、これは。

○農林振興課長

これはミスなので、4を減らしてもらえれば。何か当たったのだと思う。正しくは104件である。この10月から1月は誤りである。訂正する。

○大谷委員

市民への周知ということで話題になっているが、クマは1日に何十キロと移動するので、発見された直後なら場所情報に意味はあると思うが、市民へ注意喚起するという意味では発見場所を地図上にプロットして、面で示していくとどの地域が特に重点か、とりわけ気を付けなければいけない地域が可視化されることによって、より注意喚起が進むのではないかと思う。発見されたという情報のその後はどうだったか、時系列なこと地域的なことという観点でも注意喚起していく必要があろうかと思うが、この点はどうか。

○農林振興課長

大量に出る場合や市街地に出る場合は地図に落として関係者に渡すことがある。年間通しては県に一応報告している。

○大谷委員

県に報告したものは市のホームページで簡単に見られる状況か。県に行かないと見えないか。

○農林振興課長

見られると思うが地図が大きく、なかなか分かりにくいと思う。地図の表示方法は検討させてもらいたい。

○大谷委員

いずれにせよ市のホームページを皆頼ると思うので、県がやっているから県へ行ってくれではなく市のホームページにリンクして、分かりやすく誘導するような丁寧な対応を検討してもらいたい。

○小川委員

捕獲頭数について伺いたい。令和2年61から令和6年19になっているが、これは捕獲したツキノワグマを山に返す場合と殺処分する場合といろいろあると思うが、その辺の扱いはこの数字だけでは分かりにくいので、実態を聞かせてほしい。

○農林振興課長

令和2年は頭数61だが、殺処分が41、放獣が20となっている。令和3年が殺処分が29、放獣が5である。令和4年が殺処分19、令和5年が殺処分25、放獣が1。今年度は19頭が殺処分となっている。

○小川委員

目撃情報が多いところがある。先般の周布の目撃情報について担当課に伺うと、おりを設置したという話を聞いて多少安心感もあると思うが、おりを設置するという判断は多分県がされるのだろうが、その基準は何かあるか。

○農林振興課長

クマの捕獲権限は島根県なので、県の基準に基づいて設置するが、一応地元要望等は聞いてもらうよう言ってある。

捕獲おりの設置はやはり、はちみつ等入れているとどうしても違う個体をおびき寄せる可能性がある。それは重々注意してなるべく民家へ被害がないように、猟師の経験も頼りながら細心の注意を払って対応している。

○小川委員

北ではヒグマ、本州ではツキノワグマが主だが、中には殺処分した行政に対してのクレームがあると新聞紙上にも出る。しかし目撃情報には子どもらが非常におびえているとなると、自治体の判断は難しいと思う。動物愛護団体からは殺処分がけしからんという苦情が寄せられるといったことは浜田市にはあまりないか。

○農林振興課長

今年に限ってはないが、やはり年度によって何件かはある。

○川上委員長

ほかにないか。

（　「なし」という声あり　）

ないようなら、ここで暫時休憩する。

〔　11時 18分　休憩　〕

〔　11時 26分　再開　〕

（3）防護柵緊急対策事業の施工箇所について

○川上委員長

維持管理課長。

○維持管理課長

（　以下、資料を基に説明　）

○川上委員長

委員から質疑はあるか。

○田畑副委員長

先日の地域井戸端会においてあちこちの地域でこの話が出た。緊急性の高い箇所が、今年度に事業実施する分で36か所あるということだが、それ以外にも漏れている部分もあろうかと思う。漏れた箇所がかなりあるのではないかと思うので、引き続き調査をお願いしたいのだが。

○維持管理課長

そういった箇所もあろうかと思うので、引き続き調査していく上で追加していく形で対応したい。

○川上委員長

ほかにあるか。

（　「なし」という声あり　）

7　執行部報告事項

（1）道の駅ゆうひパーク浜田の今後の取組みについて

○川上委員長

商工労働課長。

○商工労働課長

（　以下、資料を基に説明　）

○川上委員長

委員から質疑はあるか。

○大谷委員

事業コンセプトの事業全体の方針①のところに「（地域連携機能）」とあるが、具体的に示してもらいたい。

○商工労働課長

三つの要綱は道の駅設置要綱の中で、こういった機能を持つようにとのことで記載等をさせてもらっている。地域連携機能というのはいろいろなやり方もあると思うが、道の駅を運営する中で地元団体や事業者、市民といかに連携したような営業や取組ができるかといったことが、昨今の道の駅では重要視されているので、道の駅要綱の中にも地域と連携した道の駅となるようにと書かれている。

○大谷委員

地域連携に向けていろいろな団体とという話だと思う。その中に②も絡むだが、集客力を高めるという意味合いの中でどういう団体が望ましいと思っているか、市の考えを聞かせてほしい。

○商工労働課長

具体的にというのは今回道の駅のプロポーザルで提案いただくのは、提案者の自由な発想という中でどういった提案をいただけるかを求めることにさせてもらっている。提案の内容の中に例えば地域の商店・企業、例えば飲食や物販をやるといったところもしっかり使ってもらう。あるいは道の駅に市民や市外の方が多く集まったにぎわいの交流拠点となるような施設になるよう、どういった地域の資源を活用して取り組むかを提案いただくということがあるので、市としても地域にある資源等も活用した道の駅といったことも想定はしているが、基本は自由に提案してもらいたいということで、今回プロポーザルの公募を作成していきたい。

○大谷委員

自由な提案を期待するということだが、当委員会も道の駅については視察している。大概の方は理解されているように、野菜など農産品については地元の物ということで関心を集めているかと思う。

先ほどの説明の中に農業関係のことが触れられてなかったと思うが、それはただ落ちただけなのか、想定しているのか確認したい。

○商工労働課長

道の駅で農産物や水産加工品などを活用されてにぎわっている道の駅が多くあるのは我々も承知している。当然ながら農業や水産加工品も提案の中でしていただけることも想定はしている。

○村木委員

次ページ⑵の前提条件について聞きたい。事業範囲は道の駅ゆうひパーク浜田及びゆうひ公園の改修設計云々を想定しているとある。結果として建物や公園設備の改修なども提案が通った場合はその提案者が事業を実施するという認識でよろしいか。

○商工労働課長

現行の建物はそのような認識で基本使ってもらう。取り壊しなどはなく多少の改修は良い。公園の中も多少制限等はあるが、例えば新しい遊具を置きたいなどの許可等も含めて対応させてもらう。全体含めて提案事業者の負担でやってもらいたいと考えている。

○村木委員

となると全体の方針の③、防災拠点としてこの施設を運営したいという方針がある中で、既存施設もあれば例えば公園に防災用ベンチを置くなどの改修をするにおいても、基本的には次の提案者の設置が可能であるということでよろしいか。

○商工労働課長

基本的にはそのように考えている。ただ、全体の提案の中でこれは市がやるべき内容だと判断すれば、そこは市がやるべきということは想定している。その辺も踏まえ、基本は先ほど言ったように事業者のほうでやってもらいたい。

○村木委員

浜田には道の駅が二つある。三隅の場合は設置条例があって指定管理だと思うが、今回の浜田の場合は設置条例を作ることなく普通財産としてやっていくという、また別のやり方ということでよろしいか。

○商工労働課長

今はその考えである。

○牛尾委員

去年今年と全国の道の駅をいくつか歩いてきたが、直近では鳥取の西いなば気楽里。比較的新しいところを見てきた。利益が出たときの協力金はどこもきちんともらっているということで、当たり前だと思う。この施設はどのように考えれば良いか。

○商工労働課長

これまでも資料に記載しているが、施設は基本無償貸付けで進めている。はっきり決まったわけではないが、今サウンディングをしている様子も聞くと、他の道の駅の公募の中でも結構記載されていることは確認しているが、例えば事業者が売上げの一部を納付するといった提案も受け付けるといった公募の事例もあるので、その辺を踏まえて今後公募要領をまとめていき、そういった提案等も、審査基準の中で示すのか公募の中で記載していくのかといったことも踏まえての検討だと思っているが、そういった考え方もあると思って整理していきたい。

○牛尾委員

相当な市費を投入して買取りなどいろいろしている。今言うようにすごく黒字が出ているのに全て無償貸与となると、市民から批判を浴びると思う。前提条件の中で、赤字なのに協力金を出せということはないが、一定以上の利益が出ると当然協力金を納めていただき、そのお金で市民サービスするのが筋だと思う。そういうことを1行くらいは書いておいてもらわないと、市民からしかられるのではないか。

○商工労働課長

言われるように、10年から最大20年くらいで貸付けということも想定しているので、本当にどこまでの黒字が出るか分からないし、言われたように2億程度の市税を投入して購入しているので、指摘されたような市民の目もあると思うので、納付金についても記載等ができないか検討させてもらっている。

○牛尾委員

納付金の記入がなければこの計画には反対する。全部無償でというのは市民に説明できない。当然黒字が前提条件だが、売上げの半分を払えと言っているのではなく、一定の協力金を納付してもらわないと、無償で勝手にやってくれ、お金は一切要らないというのでは、ほかの業界から苦情が寄せられそうである。例えばレストラン業にしても全て無償なので家賃が要らない。当然ほとんど直営でされるのだろうが、民間が手を挙げても恐らく入れないと思う。一定のことは想定されていないと、なかなか賛成しにくい。今まで投資したお金を含めて税金を掛けているのだから、いくらか回収させてもらわないとまずいのではないか。

○川上委員長

ほかにないか。

（　「なし」という声あり　）

（2）市内企業の工場増設について

○川上委員長

産業振興課長。

○産業振興課長

（　以下、資料を基に説明　）

○川上委員長

委員から質疑はあるか。

○大谷委員

団地が活気付くのは喜ばしい。これに伴ってあの団地内で働く方々はおおよそ何人くらいで、そこで所有する車が何台くらいか。データはあるか。

○産業振興課長

全体の従業員数及び駐車場の件数を把握していないため、また調べて報告させてほしい。

○大谷委員

なぜ聞いたかというと、あそこに入る道路は1本しかない。以前雪が降った際に大型トレーラーが上がらなかったことがあったり、のり面が崩れて一時的に交通が遮断されたりしたことがあった。多くの方々が働き多くの車が出入りする状況の中で、出入りする道が1本しかないのは営業上リスクが大きいと考えるので、そのあたりの対応策も検討すべきではないかということを指摘しておきたい。

○牛尾委員

久しぶりに良い話題かと素直に感じた。市内企業がどんどん増設されるのは良いことなので、この2社以外にも意欲を持っておられる企業があるか。情報を持っているか。

○産業振興課長

企業名は言えないが、現在立地に向けて県または市のほうに相談がある件数だが、4件相談を受けている。

○川上委員長

ほかにないか。

（　「なし」という声あり　）

（3）浜田市日本遺産石見神楽保存・継承支援事業補助金について(令和6年度採択団体)

○川上委員長

観光交流課長。

○観光交流課長

（　以下、資料を基に説明　）

○川上委員長

委員から質疑はあるか。なければ進行を交代する。

○田畑副委員長

進行を交代する。

○川上委員長

確かにこういう支援金をたくさん使ってもらうのは良いが、ふるさと寄附の中の1番目が8億くらい残っているはずである。そうなるともう少し手広くこういう補助金をするべきだと思う。それがふるさと寄附の目的にかなうのだと思う。その辺についてしっかり検討することを約束してもらえないか。

○観光交流課長

確かに意見として承った。市政を考える上でそうしたことを踏まえながら検討していきたい。

（4）市道廃止認定状況について

○川上委員長

維持管理課長。

○維持管理課長

（　以下、資料を基に説明　）

○川上委員長

委員から質疑はあるか。

（　「なし」という声あり　）

（5）浜田市ふるさと体験村施設の状況等について

○川上委員長

弥栄支所産業建設課長。

○弥栄支所産業建設課長

（　以下、資料を基に説明　）

○川上委員長

委員から質疑はあるか。

○牛尾委員

ふるさと体験村再生の一番核となる体験交流事業が依然として1割にも満たない現状を、支所長はどのように考えるか。

○弥栄支所長

大変低い達成率になっている。先ほど課長からも説明があったように、通年通した体験事業をしているが、まだまだＰＲ等周知して弥栄ファンを増やしていけたらと思っている。今後とも一生懸命取り組んでいきたい。

○牛尾委員

ＰＲ不足と提供コンテンツが十分でない。最初のすごい計画はどこへ行ったのか。どこかで帳尻を合わせないと最初のプランニングが誇大だったのではと言われても仕方ない。何度も言うが、弥栄を体験するメニューはもっとあると思う。最初のプランどおりのものが半分でもできたらすごいと思う。もう少し最初の計画どおりのことをやってほしいと、弥栄のみらい創造会議に言ってもらえないか。

○弥栄支所長

弥栄のみらい創造会議は3部会あり、ふるさと体験村に特に取り組んでいる部会もある。毎月1度は必ず会議している。今回の決算状況も報告しているし、全体定例会もあるので、改めていま一度現状報告して盛り上げてもらうよう、またコンテンツが実践できるよう頑張っていきたい。

○牛尾委員

今、議会の中でも議会独自の事務事業評価をしようという考え方を持っている。所管委員会で言えば、ふるさと体験村はちょうど良いサンプルである。執行部側ではなく議会側の評価。本格的にやると相当厳しいものが出てくると思う。これ以上支所長には言わないが、いつも言うように自然に囲まれたふるさと体験村で、できることはもっともっとあると思う。そのようにうるさい議員が言っていたと、伝えてほしい。

○佐々木委員

体験交流事業について。今年度、毎月のようにいろいろな事業を計画されている。これによって昨年の8.6％の実績達成率から、どの程度目標に近いものになっていくのか。これからの事業なので目安はなかなか付けにくいかもしれないが、目標に対する体験交流事業の取組見込みが分かればお願いする。

○弥栄支所産業建設課長

今年度に入っての状況を申し上げると、体験交流事業としては5月が思った以上に客足がなかったと正直思う。全体としては当初の計画の20％程度となっている。ただ、前年比では昨年より高い推移をしているが、なかなか計画どおりに進んでない。やはりＰＲ不足でまだまだ弱いと思っている。今月は学校関係、特にファミリー向けの体験をしていただきたいということで、保護者向け情報共有アプリにて来月分の体験プログラムを掲載していただき、広島ＰＲセンターも含めて市も広報・ＰＲにしっかり協力して、さらに上げていきたい。

○佐々木委員

ＰＲ不足との話である。田舎体験は最近いろいろなところで盛り上がっている。特に子どもの情操教育など精神面の教育に良い影響もあるとのことなので、ぜひ市内・市外・県外へしっかりアピールしてもらいながら、もう少し体験の状況を何とか上げてもらいたい。

もう1点、損益計算書もざっくり出ているが、やはり指定管理料がないとその分丸々赤字になる状況である。管理費1,500万円の簡単な内訳をお願いする。

○弥栄支所産業建設課長

一番大きいのが人件費で約770万円、半分は人件費である。ただ、昨年度については水道光熱費、通信費はかなり縮減に努めた。

もう1点、ふるさと体験村は昨年度にインボイス登録業者となり、消費税納付の2割特例制度も活用して、なるべく支出を抑えて頑張っている。

○佐々木委員

おそらくぎりぎりでやっておられるのだと思う。正規職員はほとんどおられず、いろいろな地域の方もアルバイト的なところで協力されているのだろう。人件費を抑えると事業推進にも少し影響があり難しいところだと思うが、まずは体験交流事業にしっかり力を入れてほしい。これが一番の良さだと思うので、ぜひ努力いただきたい。

○大谷委員

先般、弥栄の地域井戸端会へ行った。その中で住民の方々が、モリアオガエルやギフチョウなど地域の素材について一生懸命取り組んで盛り上げていきたいと言われていた。素材的には非常にたくさんのものがあり期待できると私は思う。

一例だが、大分県国東半島に姫島という島がある。姫島は春と秋に島民の何倍もの人が詰めかける。なぜかというとアサギマダラという渡りチョウがそこへ来るからである。秋にはフジバカマの蜜を食べにくる。中国地方でも渡りチョウを引きつけようとフジバカマを植えて観光地化しようという動きがある。植えておけば少し手入れするくらいでできる。あまり労力が掛からないもので対応できるのではないかと期待する。そうした情報等も取り入れられて、せっかくの良い自然素材を活用されるよう頑張ってもらいたい。

○川上委員長

ほかにないか。なければ進行を交代してほしい。

○田畑副委員長

進行を交代する。

○川上委員長

損益計算書を見ると、売上高に比べて売上原価が結構低かったりする。その点は見せてもらえるか。

○弥栄支所産業建設課長

可能かとは思うので指定管理者に確認し、提供できるよう調整してみたい。

○田畑副委員長

進行を交代する。

○川上委員長

ほかにないか。

（　「なし」という声あり　）

（6）その他

 （配布物）

・漁業別水揚げについて

○川上委員長

漁業別水揚げの資料は配付となっているので確認してもらいたい。その他、執行部から何かあるか。

（　「なし」という声あり　）

ここで執行部からの報告事項6件について、7月2日の全員協議会へ提出し説明すべきものを決定するため、まず執行部の意向を確認したい。

○商工労働課長

全員協議会に報告・説明させていただきたいのは、⑸の1件である。

○川上委員長

執行部の意向が示されたが、委員はいかがか。

○牛尾委員

道の駅ゆうひパーク浜田の件は説明しなくても良いのか。

○商工労働課長

道の駅ゆうひパーク浜田については現在サウンディング中のところもあるので、全体的にまとまったら報告させていただく予定のため、今回はよろしいかと思う。

○川上委員長

ほかにないか。

（　「なし」という声あり　）

では⑸の1件について、全員協議会で説明いただくようお願いする。

8　その他

○川上委員長

執行部から何かあるか。

（　「なし」という声あり　）

委員から特別何かあるか。

（　「なし」という声あり　）

ここで執行部は退席されて構わない。ここで暫時休憩とする。

（　執行部退席　）

〔　12時 12分　休憩　〕

〔　13時 00分　再開　〕

○川上委員長

委員会を再開する。これから議案の採決に入るが、その前に委員間で自由討議が必要な案件があるか。

（　「なし」という声あり　）

ないようなので、これから執行部提出議案3件の採決を行う。

・議案第41号　浜田市地域定住住宅条例の一部を改正する条例について

○川上委員長

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ないか。

（　「異議なし」という声あり　）

ご異議なしと認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

・議案第43号　工事請負契約の締結について（市道日脚治和線（周布橋）橋梁上部工事）

○川上委員長

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ないか。

（　「異議なし」という声あり　）

ご異議なしと認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

・議案第46号　市道路線の認定について（国府258号線）

○川上委員長

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ないか。

（　「異議なし」という声あり　）

ご異議なしと認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

この議案第46号については、先ほども質疑があったように執行部でしっかり現地を確認いただくことになっているので、よろしくお願いする。

以上で産業建設委員会に付託された議案の審査は終了する。委員長報告については正副委員長一任ということでよろしいか。

（　「はい」という声あり　）

それでは7月2日の採決までに作成し、タブレットに入れておくので確認してほしい。

請願・陳情で採択があった。ここで委員に確認する。当委員会で採択した請願・陳情の中で、所管事務調査を行うなど今後の執行部の対応を注視していきたいものがあれば申し出てほしい。

（　「なし」という声あり　）

ないようなので次の議題に移る。

9　地域井戸端会に寄せられた意見等への対応協議について（委員間で協議）

○川上委員長

前回の委員会で、地域井戸端会で寄せられた意見についての回答は正副委員長で案を作成し、本日皆に意見をいただいて完成させることを決めている。ただいま配信された回答案を見て、意見があればお願いする。今回は箇条書きで対応について書かせてもらった。特に6月定例会議で一般質問もされていることも記載させてもらった。内容がこれに沿うものかどうかは別にして、同じような内容だったのでこのようにさせてもらった。

あとは今後調査するべきものというものもあるが、これについても今後の委員会で進めていきたいと思っている。このような形でよろしいか。

（　「異議なし」という声あり　）

最後に地域井戸端会の反省点や課題について求められている。特にこのようなことがあった、このようなことをしたら良い、これはまずいなどということがあれば教えてもらいたい。

○佐々木委員

この前の委員会でも少し触れたが、各班で出向いた地域でいろいろな意見や要望をいただく。今回委員長が作られた大きな問題への回答については委員会の回答だが、あまり大きくない、地域内の道路問題や草刈りの場所の問題などなど、個々の問題については持ち帰っても大変な量になるので、受けた班の中で対応を個々にするような方法のほうが、出られた方へのより丁寧な対応ということで良いのではないかと思うがいかがか。

○川上委員長

そのことはここに書いてある。自由意見への対応で、建設業、危険箇所の対応。指摘箇所は調査し担当部局へ申し入れたとあるが、これはたまたま私が聞いたので翌日には現地に行って確認した内容を書いている。これのことを言われたのでは。

○佐々木委員

はい。そういうことを各班で対応してもらえば、より住民への反応になると思う。

○川上委員長

地域井戸端会で意見・要望等があった場合、その班で即動けるものであればすぐ動いてもらいたい、対応できるものについては対応していただきたいということで。

ほかに何かあるか。

○牛尾委員

あれだけの場所でやると、今まで拾えなかった意見が拾えるので非常に有効だと思った。あの規模は大変だが、規模は維持するべきではないか。もしくは、できればもう少しでも増やせたらまた違う意見が吸収できるのではないかと思った。

○川上委員長

現在の地域井戸端会は28か所だったか、その規模を維持するとともにできれば拡大したら良いのではないかという意見だったと思う。ほかにあるか。

○大谷委員

あえて言わなくても同じ意見だとは思ったのだが、同じように、直接聞いた委員が対応するのは望ましいし、場合によっては地元の議員がいなければその方に伝えて連携するなり対応するなりが望ましい。現に出てきたものについては直接事情を聞きに行ったということを私もしているし、皆もやっておられると思う。そういう対応が望ましい。

○川上委員長

当日聞かれた方が直接しっかり対応してもらいたい。当時に、そこに地元議員がいなければ議員と連携して動いてもらいたい。これが議員としてのやるべき事だという、大きく二つである。よろしいか。

（　「はい」という声あり　）

それでは地域井戸端会への反省点や課題については、幸いこうして皆から意見をいただいたので、大きく二つについて書き記して送りたい。

10 ぎかいポストに寄せられた意見等への対応協議について（委員間で協議）

○川上委員長

意見等対応報告案を作っている。アパートの家賃が高いという件については、民間事業者のことなのでなかなか議会として対応しかねるが、ただ公営アパートの現状や利用状況について広く情報が発せられることを希望することを執行部へ申し入れると書いた。

スターバックスやＣｏＣｏ壱番屋などの店がもう少しほしいという意見については、市内の店については委員会でも協議している。今後も継続して市内の店が成り立つ方策を検討していくと書いた。このような形でよろしければこれで報告したいと思うがいかがか。

○牛尾委員

アパートの家賃の問題は十数年前にもあり、そのときに不動産組合に加入しているところは手数料を免除するようなことが当時できて、多分それが現在も継続しているのでは。途中で変わったという話は聞いてないので。とにかく高いという苦情があり、手数料だけはという話をしたはず。

○川上委員長

それについては確認して、これが実行されているようであればそのことを書いて送りたい。

○大谷委員

これは学生からの意見か。特定できてない中で今のような声は書けないのでは。そこまで言及することは難しいのではないか。

○川上委員長

大谷委員から意見が出た。それは置いておいて、これだけで出そうか。

○牛尾委員

はい。

○川上委員長

ではそうさせていただく。では議会広報広聴委員会にこのように回答を提出する。

その他何かあるか。

○村木委員

先般、議会運営委員会主催の髙沖先生の研修があった際、一個人の意見ではなく必要に応じて議会として取り組むべきではないかという話があったかと思う。その後会派で話す機会があり、今回いろいろと一般質問があった中、委員会の所管としてどうだろうかと提案したい案件があった。

現在当委員会では、道の駅ゆうひパーク浜田の問題、地域小売店の問題、そしてゼロゼロ融資の問題という三つが上げられているが、今回新たに小規模農家への支援について、一般質問でも取り上げられていたし、地域井戸端会でも上がったものなので、4番目として小規模農家への支援を所管事務調査の項目に取り入れたらどうかと提案したい。いかがだろうか。

○川上委員長

村木委員から、所管事務調査を1個追加して、小規模農家への支援を上げたらどうかという話が出た。皆はいかがだろうか。地域井戸端会でもいろいろ出ていたし、牛尾委員も取り上げていた。よろしいか。

（　「異議なし」という声あり　）

では、小規模農家への支援について所管事務調査に追加させてもらう。

最後になるが、陳情の表決結果は必ず本日中にタブレットへ入力してもらいたい。賛否及び反対意見はそのまま陳情者へ通知しホームページへも記載するので、簡潔及び丁寧に記入いただくようお願いする。

以上で産業建設委員会を終了する。

〔　13 時 18 分　閉議　〕

浜田市議会委員会条例第65条の規定により、ここに委員会記録を作成する。

　　　　　　　　　　　　　産業建設委員会委員長　　川　上　幾　雄